

持ち去り古紙を繰り返し買い入れている事業者名の公表（第2回）

中部製紙原料商工組合では、平成26年7月3日に持ち去り古紙を繰り返し買い入れている事業者については警告を発するとともに、事業者名を明示した上で警告を発した事実を公表することを明らかにしました。

次の事業者は、こうした厳しい方針を明らかにした後も持ち去り古紙の買い入れを止めようとしなないことから、10月23日付文書をもって警告を発しました。

なお、この間の経過の概要は別紙のとおりです。

警告の対象事業者

大阪府岸和田市新港町5-3

株式会社旭宝（警告2回目）

代表取締役 右松 亮一

平成27年10月26日

関係各位

中部製紙原料商工組合

(別紙)

(1) 株式会社旭宝に対する警告（2回目）に至る事実経過

平成27年10月21日に名古屋市天白区に設置したGPSを付けた古紙が持ち去られ、同日株式会社旭宝に持ち込まれる。

(2) 株式会社旭宝に対するこれまでの申入れ、警告の状況

| 持ち去り発生日 | 持ち去り発生場所 | (株)旭宝に持ち込まれた日 | 申入れ、警告の状況 |
|------------|----------|---------------|----------------|
| 平成27年6月1日 | 名古屋市名東区 | 平成27年6月8日 | 6月22日付第1回申入書 |
| 平成27年7月19日 | 愛知県阿久比町 | 平成27年7月21日 | 7月30日付第2回申入書 |
| 平成27年7月26日 | 名古屋市中区 | 平成27年7月27日 | |
| 平成27年8月9日 | 愛知県大府市 | 平成27年8月10日 | 8月27日付警告書(1回目) |

以上